

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

基本的な方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・道中富良野町教育委員会の基本方針を受け、中富良野中学校・家庭・中富良野町内の小学校やその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規程に基づき、いじめの防止等(いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処)のための対策を総合的かつ効果的に策定する。

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

令和 5年 8月改訂

中富良野町立中富良野中学校

Ⅰ いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめとは（いじめの定義）

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である

(2) いじめ問題に関する基本的認識・・・その1

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

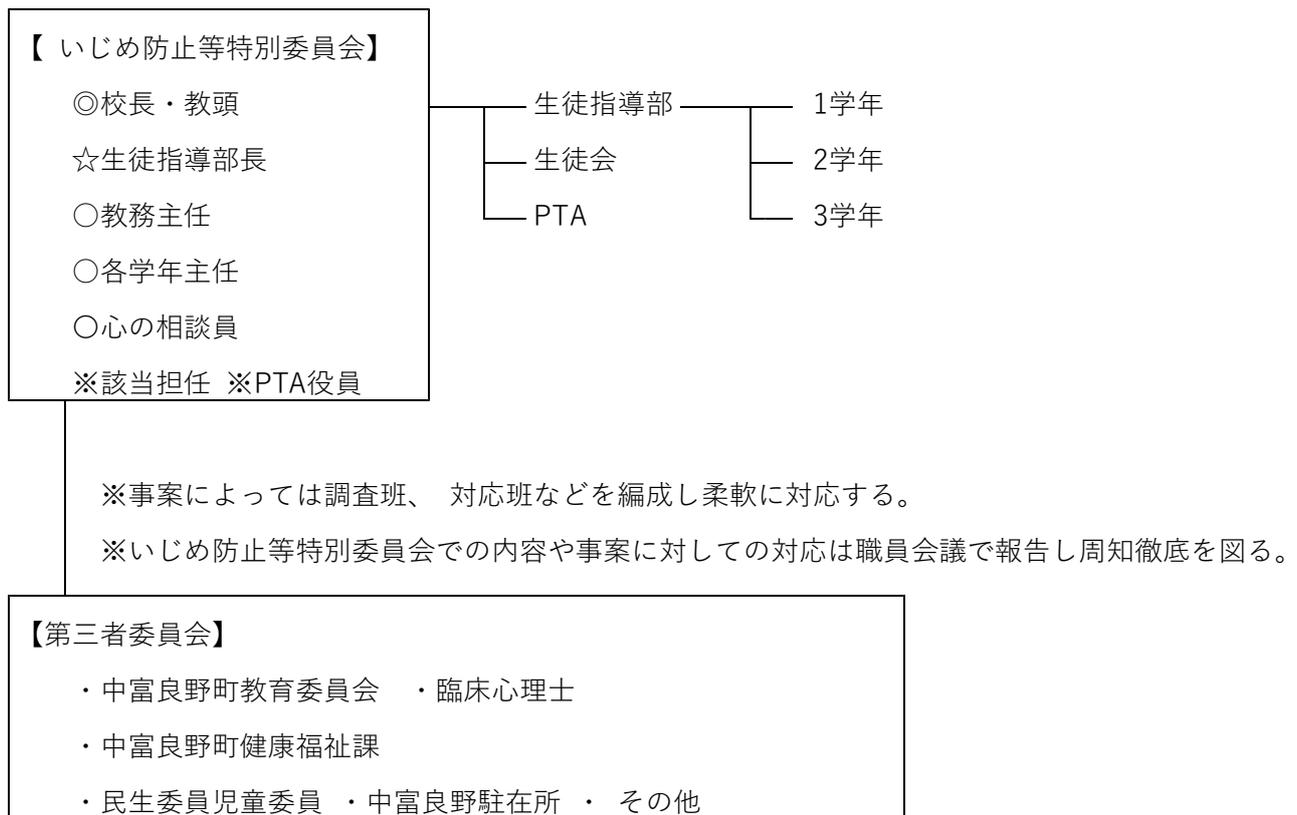
(3) いじめ問題に関する基本的認識・・・その2

- ① 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある」ため、
丁寧に調査した上でいじめにあたるか否かを判断する
 - ② いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」することはできない。いじめが解消している状態はア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続している。
イ 被害者が心身の苦痛を受けていない
（本人や保護者の面接等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）
 - ③ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織の報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底
 - ④ 学校はいじめ防止の取組内容をHP等で公開、生徒・保護者には入学時などに説明
- 【令和4年12月 生徒指導提要より】

II いじめ防止等への組織的対策

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そのためには、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止等特別委員会及び第三者委員会



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

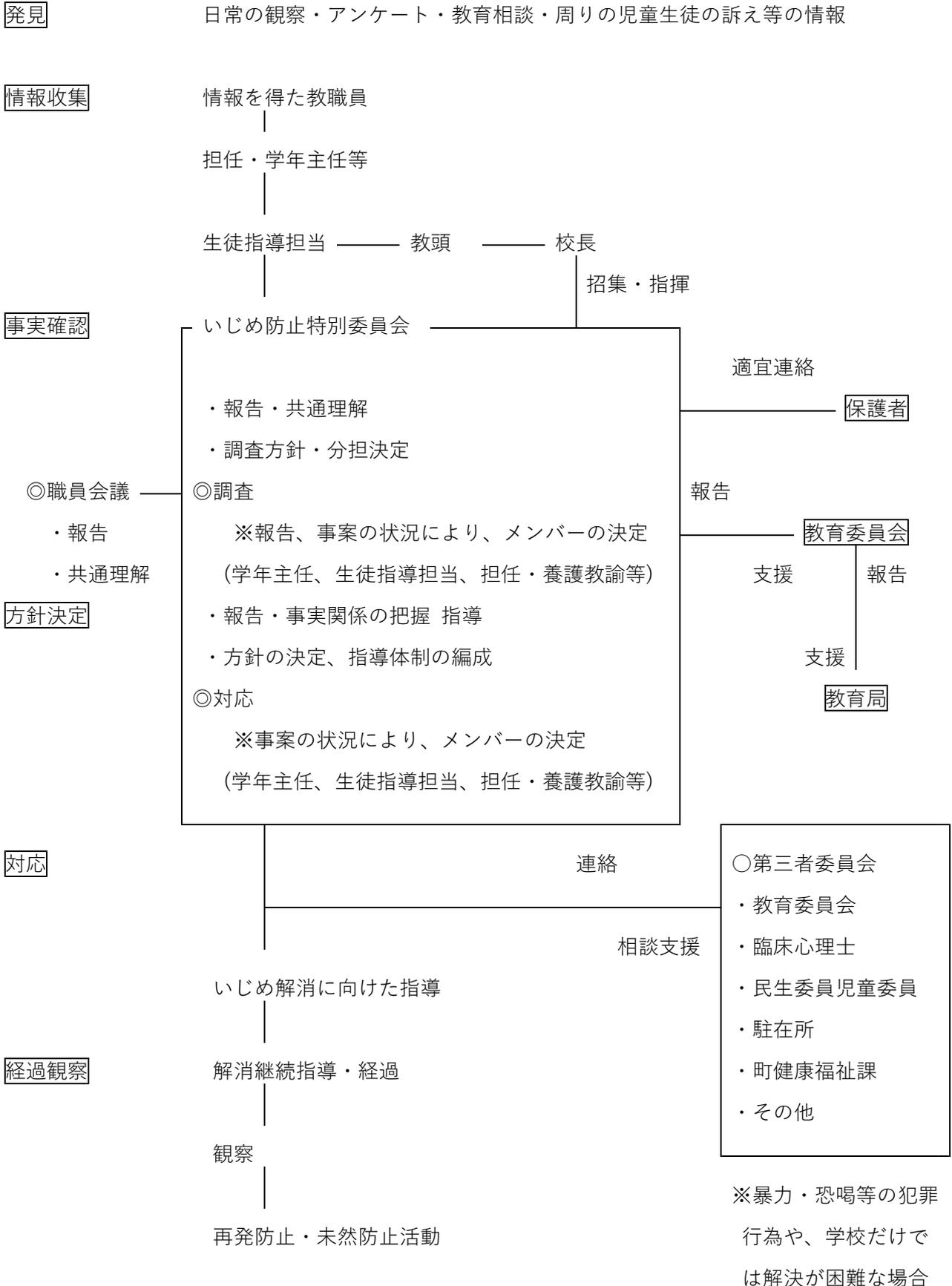
※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

【犯罪行為があった場合】

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

2 いじめが起こったときの組織的対策

◎校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



III いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象にしたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

1 生徒たちや学級の様子を知るためには

(1) 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要です。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

(2) 実態の把握方法

生徒個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。生徒は、周りの環境によって大きな影響を受けます。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

(1) 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

(2) 心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築する

とともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させます。また、教職員の生徒への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化します。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切です。また、生徒が心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である人命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

(2) 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道德の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。